

人委給第96号

平成27年10月19日

千葉県議会議長 本間 進 様

千葉県知事 鈴木 栄治 様

千葉県人事委員会

委員長 川野辺 二郎

職員の給与等に関する報告及び勧告について

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第8条及び第26条の規定により、
職員の給与について別紙第1のとおり報告し、併せてその改定について別紙
第2のとおり勧告するとともに、公務運営について別紙第3のとおり報告
します。

(目 次)

別紙第1 職員の給与に関する報告

1 給与勧告の基本的考え方	3
2 職員の給与	4
3 民間給与の調査	4
4 職員の給与と民間給与との比較	4
(1) 民間給与との較差	
(2) 特別給	
5 物価及び生計費	5
(1) 物価指数	
(2) 標準生計費	
6 人事院の報告及び勧告の概要	5
7 本年の給与改定	6
(1) 改定についての考え方	
(2) 本年の給与改定	
8 給与制度の総合的見直し	9
(1) 給与制度の総合的見直しの経緯	
(2) 平成28年度において実施する事項	
9 教員給与の見直し	9
10 再任用職員の給与	10
11 今後の給与制度の在り方	10
12 給与改定実施の要請	11

別紙第2 勧告	12
---------	----

別紙第3 公務運営に関する報告

1 雇用と年金の接続	49
2 能力・実績に基づく人事管理	50
3 多様で有為な人材の確保	50
4 勤務環境の整備	51
(1) 総実勤務時間の短縮	
(2) 職員の健康管理	
(3) ハラスメント防止対策	
(4) 両立支援の推進	
(5) 勤務形態の多様化	